

第 54 期第 4 回高知地方最低賃金審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和 5 年 8 月 14 日 午前 11 時 01 分から午前 12 時 01 分
- 2 開催場所 高知労働局
- 3 出席状況 公益代表委員 3 名
労働者代表委員 5 名
使用者代表委員 4 名

4 議題・議事要旨

(1) 高知県最低賃金の改正決定について

ア 専門部会長より専門部会において高知県最低賃金について、44 円引上げ、897 円とする公益案について採決した結果、全会一致に至らなかった旨の報告及び専門部会における審議経過が説明された。

その後一旦中断し、労使双方において意見の調整を行ったところ、

イ 労働者側委員から最低賃金は、本来セーフティネットにふさわしい水準にあるべきで 1,030 円が必要であるという主張は変わらないものの、専門部会において目安や労働者の生計費を重点に審議してきた結果であり公益案を受け入れたいとの意見が示された。

ウ 一方、使用者側委員からは、今回の賃上げ額は物価上昇を重視し決められたものであり労働者の生活を考える意味では一定の理解はあるものの、企業において原材料費の高騰やコロナウイルス感染症の影響もあり同意しがたいという意見が示された。

エ その後、本審委員により「高知県最低賃金については 44 円の引上げを行い、897 円とすること。発効日は法定どおりとすること。」について採決した結果(賛成多数公益委員 3 名賛成、労働者代表委員 5 名賛成、使用者側委員 4 名反対)、賛成多数で議決され、併せて、答申に政府及び高知労働局への要望事項を記載することとし、会長から局長に答申された。